

令和7年度 静岡県社会福祉審議会
第1回 民生委員審査専門分科会

次 第

日時 令和7年7月23日(水) 午後3時30分～

場所 静岡県庁本館 4階 特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

【協議事項】

- (1) 一斉改選時の候補者の審査方法……………協議資料1

【報告事項】

- (1) 民生委員・児童委員の定数改定……………報告資料1

- (2) 令和7年12月1日の一斉改選に向けた
スケジュール……………報告資料2

- (3) 民生委員・児童委員随時委嘱状況……………報告資料3

- (4) 民生委員・児童委員活動支援事業の実施状況…報告資料4

(参考資料1)

随時委嘱者審査手続きの見直し(令和6年度第1回審議会において審議)

(参考資料2 別冊)

静岡県社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会関係例規

- 4 閉 会

白紙

静岡県社会福祉審議会(民生委員審査専門分科会)委員名簿

(五十音順 敬称略)

区 分	氏 名	団体名等
委員 (分科会長)	いわくら 岩倉 むつひろ 睦弘	静岡県民生委員児童委員協議会会長
委員	いわせ 岩瀬 てるみ 輝美	静岡県身体障害者福祉会会長
委員 (分科会長代理)	すずか 鈴鹿 かずこ 和子	静岡県看護協会副会長
委員	すずき 鈴木 けいじ 啓嗣	静岡県議会厚生委員会委員長
委員	たかはし 高橋 くにのり 邦典	静岡県社会福祉士会会長
委員	—	静岡県精神保健福祉会連合会

(任期: 令和6年6月 1 日から令和9年5月 31 日まで)

令和7年度第1回 静岡県社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会 座席表

(会場)
静岡県庁本館4階特別会議室
4階 特別会議室

スクリーン

→[五十音順]

岩倉
分科会長

入
口

高橋
委員

【WEBによる出席者】
＜委員＞
岩瀬委員
＜事務局＞
富士健康福祉センター福祉こども班長

【欠席予定】
＜委員＞
鈴木委員
鈴鹿委員

司会
地域福祉課
参事

WEB
ホスト

こども家庭課長 | こども若者局長 | 福祉長寿局長 | 地域福祉課長

賀茂福祉センター所長

事 務 局

事 務 局

入
口

一斉改選時の候補者の審査方法

(福祉長寿局地域福祉課・こども若者局こども家庭課)

1 概 要

令和 7 年 12 月 1 日以降の民生委員・児童委員の定数は 4,419 人と多数のため、事務局において、県の定める選任基準に基づき全候補者の調書等を確認し、特に検討を要する候補者のみを審査対象とする。

2 審査対象候補者

- ・個別の審査対象：原則として以下の（１）審査対象ア、イとする
- ・報告対象：会社員等被雇用者に加え新任の場合の年齢要件超過者を追加する

（１）審査対象

ア 健康状態に特記事項がある候補者〔新任・再任候補者いずれも対象〕【新規】

市町には、健康状態に問題がない候補者を推薦するよう依頼しているが、推薦時の個人別調書の「健康状態」の記載欄に特記事項の記載がある場合は、本人の意思や健康状態、継続して委員活動が可能かを「推薦会が推薦する理由」欄に記載の上、推薦する取扱いとしている。

区 分	内 容
地区担当委員	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦すること。 なお、新任の場合、75 歳未満の者を推薦することが望ましい。
主任児童委員	健康状態等に問題がなく継続的な活動が可能な者を、地域の実情に応じて推薦すること。 なお、新任の場合、55 歳未満の者を推薦することが望ましい。

イ 活動状況が低調な候補者〔再任候補者〕

再任候補者の過去 3 年間の活動状況について、個人別調書に記載されている「市町民生委員協議会への出席状況」又は「活動記録の提出状況」のいずれかが 3 分の 2 に満たない候補者

（２）報告対象

ア 年齢要件を満たさない候補者〔新任候補者〕【新規】

令和 6 年度の本分科会において、年齢要件を改正し、再任候補者に係る年齢要件を撤廃するとともに、新任候補者であっても健康状態に問題がなければ推薦可能とし、本分科会で推薦（委嘱）状況を報告するよう改めた。

(単位：人)

	区 分	地区担当委員	主任児童委員	合計
R 1	新任	1 4	7 2	8 6
	再任	1 0 4	1 1 4	2 1 8
	計	1 1 8	1 8 6	3 0 4
R 4	新任	3 7	6 5	1 0 2
	再任	1 7 6	1 3 8	3 1 4
	計	2 1 3	2 0 3	4 1 6

※地区担当委員 75 歳以上、主任児童委員 55 歳以上の数

イ 会社員等の被雇用者〔新任・再任候補者いずれも対象〕

会社員等の被雇用者で、民生委員・児童委員活動に十分な時間を割けるかについて検討を要する候補者（地区・主任合計）

（単位：人、％）

区分	被雇用者※	候補者全体	該当者の割合
令和４年度一斉改選時	１，３８４	４，２３４	３２．７
随時委嘱（Ｒ４．１２月～Ｒ７．６月）	６５	２２６	２８．８

※自営業、農林水産業従事者を除く。

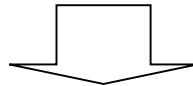
３ 過去の一斉改選時の審査状況

過去の一斉改選時における個別審査の対象数は次のとおりである。令和元年度の４８１人に対して、令和４年度は４７８人とほぼ同程度だったものの、第１回審査時点で推薦調書の提出が間に合わず、追加で書面審議を行った者が地区担当委員１３名、主任児童委員２２名であった。

健康状態に特記事項がある候補者がどの程度の数となるかは不明ではあるが、今回の審査方法の変更により、審査対象者は大幅に減少する見込みである。

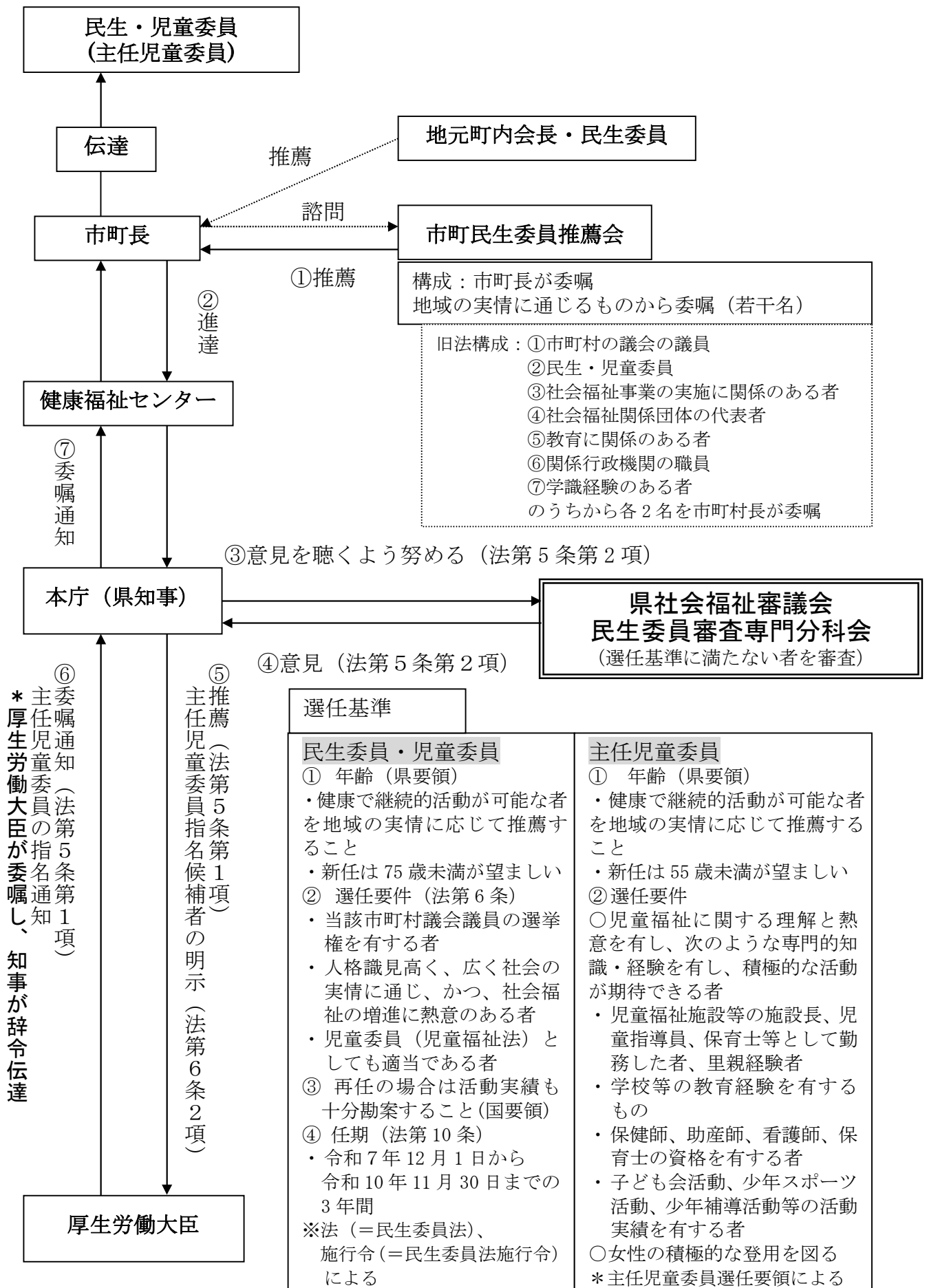
（単位：人）

区 分		地区担当委員	主任児童委員	合計
Ｒ１	年齢要件	２４４	２１２	４５６
	活動低調者	２３	２	２５
	計	２６７	２１４	４８１
Ｒ４	年齢要件	２１６	２３４	４５０
	活動低調者	２２	６	２８
	計	２３８	２４０	４７８



区 分		地区担当委員	主任児童委員	合計
Ｒ７	健康状態	—	—	—
	活動低調者	２０件程度	５件程度	２５件程度
	計	—	—	—

民生委員・児童委員の選任手続き



民生委員・児童委員候補者個人別調書（地区担当委員）

記入例

氏 名	しずおか たろう		性 別	男 ・ 女	満年齢	77 歳	生年月日	昭和 23 年 1 月 1 日		
	静岡 太郎									
本籍地	静岡 都 道 府 県		現住所	〇〇市 × × 町 1 - 1				電話番号	〇〇- × ×	
職 業	自営業		現市町村 居住年数	30 年	選挙権	有 ・ 無	民生委員 活動歴	R4 年 12 月 ~ R7 年 11 月 (3 年)		
略 歴					主たる公職歴・地域福祉活動歴等					
年 月		事 項			年 月		事 項			
昭和 43 年 11 月 ~ 現在		自営業			昭和 48 年 4 月 ~ 昭和 50 年 3 月		P T A 役員			
					賞 罰		なし			
家 族 の 状 況	氏 名		続柄	年齢	職 業	心身の状況		備 考		
	静岡 花子		妻	78	自営業	良好				
適 否 条 件	1 社会的信望と 対人関係		地域で長年生活しており良好			5 地域住民からの 協力と地域実情 の把握の状況		民生委員として 3 年間の活動実績があり、また、自営業を営み長年地域に根付いた活動を続けており地域の実情をよく把握している。		
	2 社会福祉に対する 理解と熱意		社会福祉に関心があり熱意もある。			6 その他特記事項				
	3 健康の状態 (問題があれば特記 事項へ記載)		良好			7 再任推薦の場合 (在任中の活動状況) (1) 民生委員児童委員協議会出席状況 開催 31 回 うち出席 25 回 (出席率 80%) (2) 活動記録提出状況 31 回 うち提出 31 回 (提出率 100%)				
	4 家庭・職場の協力 と時間的余裕		妻と二人暮らしだが、夫婦共に健康状態は良好で、妻からの理解もある。							
担 当 予 定 区 域	(区域名) 〇〇地区 1 ~ 20				区域内世帯数		250 世帯			
					区域内人口		600 人			
					福祉票登録 世帯 (人) 数		30 世帯 33 人			
					(特記事項 : 区域の特徴等)					
推薦会が推薦する理由 (推薦の経過等)		年齢は基準を超過しているが、趣味でスポーツをしており健脚で健康である。 民生委員を一期務め、活動も活発であった。本人も再任を望んでおり、適任と思われる。							整理番号	1 5

※氏名は戸籍に記載してある漢字で記入してください。
※健康状態等の特記事項がある場合は、継続的に活動可能か、会社員等を推薦する場合は、特にその理由を詳しく説明してください。
※年活動低調者等を推薦する場合は、理由書（別紙 1 ~ 2）を添付すること。

主任児童委員候補者個人別調書

氏 名	しずおか 花子		性 別	男・ ☒ 女	満年齢	60 歳	生年月日	昭和 39 年 9 月 5 日	
	静岡 花子								
本籍地	静岡 都 道 府 ☒ 県		現住所	〇〇市××町 1-1				電話番号	〇〇-××
職 業	教員（非常勤）		現市町村 居住年数	20 年	選挙権	☒ 有・ ☐ 無	民生委員・ 児童委員歴	R5 年 10 月～R7 年 11 月 （ 2 年 2 月）	
主たる職歴等（年月順に記入のこと）等			その他の地域活動歴及び公職歴			教員、保育士、看護師等の免許・資格			
年 月	事 項		年 月	事 項		取得年月	事 項		
年 月～年 月	〇〇小学校勤務		年 月～年 月			昭和 62 年	教員免許取得		
昭和 62 年～平成 8 年	〇〇小学校勤務					児童健全育成活動歴			
平成 29 年～現在	〇〇小学校勤務					年 月	事 項		
						年 月～年 月			
家庭の状況 ※本人は除く	氏 名	続柄	年齢	職 業 等		健康状態		昭和 62 年～ 平成 8 年～	
	静岡 良介	夫	62					教職 児童健全育成活動	
	静岡 賢	子	28						
	静岡 美子	子	25						
								賞 罰	
委員としての 適合性	1 人 柄	朗らかであり、世話好きで頼りになる人柄		6 児童福祉に関する知識・経験（該当する項目に〇をつけ、具体的事項を記入すること）		項 目	具体的事項		
	2 児童（社会）福祉に対する理解と熱意	児童カウンセラーの資格があり、学生の悩みに寄り添っている				(ア)施設勤務等の経験	〇〇小学校教員 〇〇小学校非常勤教諭		
	3 健康状態 （問題があれば特記事項に記載）	良好		(イ)教員の経験					
	4 地域社会における信望	教員であり、地域からの信頼が厚い		(ウ)保育士等の免許・資格					
	5 その他特記事項 （家庭・職場等の協力と時間的余裕）	家族や学校の理解があり、活動に協力いただいている		(エ)健全育成活動等経験					
7 再任推薦の場合（在任中の活動状況）									
(1)民生委員児童委員協議会出席状況 開催 20 回 うち出席 13 回（出席率 65 %）									
(2)活動記録提出状況 20 回 うち提出 20 回（提出率 100 %）									
担当予定区域	法定地区民生委員・児童委員協議会名			世 帯 数	人 口			世 帯 数	人 口
		区 域 全 体				母子・父子世帯			
		児童のいる世帯				要保護児童数			
		児 童 数				障 害 児 数			
推薦会が推薦する理由 （推薦の経過等）		非常勤講師として勤務中だが、民生委員活動に対し職場の理解が得られており、休暇や休日を使って、活動していただいている。 働いているため民児協の会議の出席率は 65%と低調だが、活動報告の提出率は 100%と良好であり、地域の学校等との連携もとれているため、今後も教員の資格を活かし、主任児童委員として継続いただきたい。							
		整理番号							

※氏名は戸籍に記載してある漢字で記入してください。

※里親として児童養育の経験がある場合は、「主たる職歴等」の欄へ（ ）書きで養育期間等を記入すること。

※活動低調者等を推薦する場合は、理由書（別紙 1～2）を添付すること。

※健康状態等の特記事項がある場合は、継続的に活動可能か、会社員等を推薦する場合は、特にその理由を詳しく説明してください。

活動低調者等民協出席・活動記録 提出状況一覧表

整理番号	住 所	氏 名	担当地区	担当世帯数	年 齢 (歳)	性 別	職 業	経 験 年 数 (年月)	民協出席 状況	活動記録 提出状況	活動状況が低調であった理由と現在の状況
20	清岡市海辺117	山 上 一 斉	南区	61	60	男	自営業	2年6月	19/30	30/30	令和〇年の夏頃体調を崩し半年程度活動ができなかったが、その後回復し、活動を再開した。現在は、体調に問題は無く、積極的に活動している。
35	山国市東117	富 士 隆	東区	80	63	男	自営業	8年6月	17/30	30/30	昨期は自身の病気療養のため活動がかなわなかった期間もあったが、その後回復し、活動を再開した。現在は、体調に問題は無く、積極的に活動している。
40	岡清市山辺117	川 下 随 時	北区	100	65	女	無職	2年6月	30/30	19/30	前回一斉改選で委嘱された委員で、活動当初には活動記録の記載・提出の理解に乏しかった。そこで市・町から指導した結果、指導後は全ての月において記録の提出があり、現在は委員活動に積極的に取り組んでいる。

※ 民協出席状況欄 出席回数／開催回数
活動記録提出状況欄 提出回数／報告回数

記入例

活動低調者等推薦理由書

整理番号 35

候補者	氏 名	富 士 隆	職 業	自 営 業
	生年月日	昭和 37 年 10 月 1 日生	年 齢	6 3 歳
推薦理由	昨期は、自身の病気療養のため活動がかなわなかった期間もありましたが、その後回復し、活動を再開しました。現在は体調に問題はなく、積極的に活動しています。 また富士氏の民生委員活動は、平成 28 年 12 月から 9 年間に及び、実績・経験ともに十分であることから、今後に期待し推薦します。			

当該候補者は、以上の理由により適任と認められますので推薦します。

令和 7 年 7 月 25 日
〇〇市町民生委員推薦会
委員長 氏 名

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

白紙

民生委員・児童委員の定数改定

(福祉長寿局地域福祉課・こども若者局こども家庭課)

1 概要

令和7年12月1日の一斉改選に係る民生委員・児童委員の定数について、各市町長から意見聴取を行い、定数の改定要望があった市町にあっては、条例に規定する基準の範囲内で適正と認められるため、意見のとおり「民生委員の定数を定める規則」を一部改正（公布：令和7年3月31日・施行：令和7年12月1日）した。

2 民生委員の定数に係る法令等

(1) 民生委員法

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(2) 民生委員の定数を定める条例

第2条 法第4条第1項の民生委員の定数は、第3条及び第4条に定める基準に従い、規則で定める。

(3) 民生委員の定数を定める規則

民生委員の定数を定める条例（平成26年静岡県条例第16号）第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる定数とする。【次表略 ※次の3と同じ】

3 条例の定数基準（厚生労働大臣が定める基準（参酌基準）と同じ）

(1) 主任児童委員でない民生委員の定数基準

区 分	配 置 基 準
人口10万人以上の市	170 ～ 360 世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120 ～ 280 世帯ごとに1人
町 村	70 ～ 200 世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員である民生委員の定数基準

区 分	配 置 基 準
民生・児童委員39人以下の法定地区民児協	法定地区民児協ごとに2人
民生・児童委員40人以上の法定地区民児協	法定地区民児協ごとに3人

注1）厚生労働大臣が定める参酌基準に弾力条項（地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定）が規定されており、同趣旨を目的に条例に基準外定数の「知事特認」が規定されている。

4 改定要望があった市町長の意見（定数改定要望）の概要

増減の主要因

- ・世帯数増加に伴う定数増員
- ・各市町が自治会・民生委員児童委員協議会と協議・調整した結果による増員（減員）

（単位：人）

区 分	現行定数	改定後定数	増 減	区 分	現行定数	改定後定数	増 減
西伊豆町	39	38	▲ 1	藤枝市	244	247	3
沼津市	373	372	▲ 1	吉田町	55	56	1
御殿場市	155	156	1	掛川市	194	199	5
裾野市	98	99	1	湖西市	107	108	1
富士市	439	443	4	森町	46	44	▲ 2
焼津市	251	249	▲ 2	その他 21 市町	2,408	2,408	0
合 計					4,409	4,419	10

5 定数の推移

（単位：人）

年 度	H4	H6	H7	H9	H10	H13	H16
民生委員・児童委員定数	5,336	5,694	6,029	6,069	6,280	6,545	6,637
うち県所管	4,013	4,278	4,554	4,589	4,754	4,945	4,641
(再掲) 主任児童委員		358	358	398	398	543	549
うち県所管		265	265	298	298	404	368
年 度	H19	H22	H25	H28	R元	R4	R7
民生委員・児童委員定数	6,693	6,768	6,854	6,905	6,938	6,959	6,976
うち県所管	4,242	4,273	4,345	4,381	4,397	4,409	4,419
(再掲) 主任児童委員	559	570	574	576	578	578	579
うち県所管	336	340	343	345	346	346	347

（注）平成 6 年度及び平成 9 年度は主任児童委員の設置及び改正年度

6 法定地区民生委員児童委員協議会の組織数の変更

区分	現行	改定後	増減	増要因
富士市	22	23	1	学区単位に分離
その他 32 市町	140	140	0	
合計	162	163	1	

○民生委員児童委員協議会の数

根拠：民生委員法第 20 条

県条例や規則においては特段の定めはない。

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

法定地区民児協設置基準	
市	県が市長の意見を聞いて定める
町	1 団体

7 令和7年度一斉改選に伴う定数改定

(単位：人)

区 分	市 町 人 口 R6. 4. 1	地区担当委員							主任児童委員					現行 定数 A	R07～ 改定 定数 B	改定 増減 B-A
		配置基準R7. 12. 1			現行 定数	R07～ 要望 定数	増減	備考	配置 基準	R4 定数	R07～ 要望 定数	増減	備考			
		基準 下限	～	基準 上限												
下田市	18,755	33	～	76	53	53	0		3	3	3	0		56	56	0
東伊豆町	10,844	29	～	81	38	38	0		2	2	2	0		40	40	0
河津町	6,276	14	～	40	26	26	0		2	2	2	0		28	28	0
南伊豆町	7,244	16	～	45	27	27	0		2	2	2	0		29	29	0
松崎町	5,428	13	～	36	29	29	0		2	2	2	0		31	31	0
西伊豆町	6,326	16	～	46	36	36	0		2	3	2	▲ 1	特認 解除	39	38	▲ 1
賀茂C 計	54,873	121	～	324	209	209	0		13	14	13	▲ 1		223	222	▲ 1
熱海市	31,726	62	～	143	122	122	0		8	8	8	0		130	130	0
伊東市	62,663	113	～	262	148	148	0		12	12	12	0		160	160	0
熱海C 計	94,389	175	～	405	270	270	0		20	20	20	0		290	290	0
沼津市	182,386	236	～	499	333	332	▲ 1		40	40	40	0		373	372	▲ 1
三島市	104,180	129	～	273	189	189	0		17	17	17	0		206	206	0
裾野市	48,434	72	～	168	90	91	1		8	8	8	0		98	99	1
伊豆市	26,348	40	～	93	101	101	0	特認	9	9	9	0		110	110	0
伊豆の国市	45,044	70	～	162	121	121	0		7	7	7	0		128	128	0
函南町	35,674	76	～	217	72	72	0	特認	3	3	3	0		75	75	0
清水町	31,300	68	～	194	63	63	0	特認	3	3	3	0		66	66	0
長泉町	43,249	93	～	265	91	91	0	特認	3	4	4	0	特認	95	95	0
東部C 計	516,615	784	～	1,871	1,060	1,060	0		90	91	91	0		1,151	1,151	0
御殿場市	82,353	118	～	274	144	145	1		11	11	11	0		155	156	1
小山町	17,477	32	～	90	41	41	0		3	3	3	0		44	44	0
御殿場C 計	99,830	150	～	364	185	186	1		14	14	14	0		199	200	1
富士宮市	124,186	149	～	316	236	236	0		18	18	18	0		254	254	0
富士市	240,152	282	～	597	395	397	2		44	44	46	2		439	443	4
富士C 計	364,338	431	～	913	631	633	2		62	62	64	2		693	697	4
島田市	93,029	131	～	304	175	175	0		18	18	18	0		193	193	0
焼津市	133,618	155	～	328	227	225	▲ 2		24	24	24	0		251	249	▲ 2
藤枝市	137,490	154	～	325	220	223	3		24	24	24	0		244	247	3
牧之原市	41,363	58	～	136	93	93	0		6	6	6	0		99	99	0
吉田町	28,519	61	～	174	52	53	1	特認	3	3	3	0		55	56	1
川根本町	5,465	12	～	33	34	34	0	特認	2	4	4	0	特認	38	38	0
中部C 計	439,484	571	～	1,300	801	803	2		77	79	79	0		880	882	2
磐田市	163,489	189	～	401	305	305	0		22	22	22	0		327	327	0
掛川市	112,807	129	～	272	180	185	5		14	14	14	0		194	199	5
袋井市	87,632	131	～	305	142	142	0		11	11	11	0		153	153	0
湖西市	56,393	87	～	201	101	102	1		6	6	6	0		107	108	1
御前崎市	29,369	42	～	97	59	59	0		4	4	4	0		63	63	0
菊川市	46,860	68	～	159	77	77	0		6	6	6	0		83	83	0
森町	16,581	32	～	90	43	41	▲ 2		3	3	3	0		46	44	▲ 2
西部C 計	513,131	678	～	1,525	907	911	4		66	66	66	0		973	977	4
県計	2,082,660	2,910	～	6,702	4,063	4,072	9		342	346	347	1		4,409	4,419	10

8 令和7年12月1日からの法定民生委員協議会の組織数

区 分	現在の 組織数 A	R7.12.1～ 組織数 B	改定増減 組織数 B-A	R7.12.1～ 委員定数 (人)	1組織 当たり 委員数 (人)	1組織 当たり 世帯数 (世帯)	1組織 当たり 面積数 (km ²)
下田市	1	1	0	56	56.0	9,314.0	104.7
東伊豆町	1	1	0	40	40.0	5,619.0	77.8
河津町	1	1	0	28	28.0	2,833.0	100.8
南伊豆町	1	1	0	29	29.0	3,213.0	110.6
松崎町	1	1	0	31	31.0	2,562.0	85.2
西伊豆町	1	1	0	38	38.0	3,252.0	105.5
賀茂C 計	6	6	0	222	37.0	4,465.5	97.4
熱海市	4	4	0	130	32.5	4,440.3	15.4
伊東市	6	6	0	160	26.7	5,184.7	20.7
熱海C 計	10	10	0	290	29.0	4,886.9	18.6
沼津市	20	20	0	372	18.6	4,213.7	9.4
三島市	8	8	0	206	25.8	5,806.9	7.8
裾野市	4	4	0	99	24.8	5,122.0	34.5
伊豆市	4	4	0	110	27.5	2,850.8	91.0
伊豆の国市	3	3	0	128	42.7	6,438.0	31.6
函南町	1	1	0	75	75.0	15,104.0	65.1
清水町	1	1	0	66	66.0	13,379.0	8.8
長泉町	1	1	0	95	95.0	18,059.0	26.5
東部C 計	42	42	0	1,151	27.4	5,439.9	22.5
御殿場市	5	5	0	156	31.2	6,633.0	39.0
小山町	1	1	0	44	44.0	6,329.0	136.1
御殿場C 計	6	6	0	200	33.3	6,582.3	55.2
富士宮市	8	8	0	254	31.8	6,639.8	48.6
富士市	22	23	1	443	19.3	4,369.6	10.7
富士C 計	30	31	1	697	22.5	4,955.5	20.5
島田市	9	9	0	193	21.4	4,036.3	35.1
焼津市	12	12	0	249	20.8	4,594.1	5.9
藤枝市	12	12	0	247	20.6	4,616.6	16.2
牧之原市	2	2	0	99	49.5	8,120.0	55.8
吉田町	1	1	0	56	56.0	11,894.0	20.8
川根本町	1	1	0	38	38.0	2,454.0	496.7
中部C 計	37	37	0	882	23.8	4,795.8	32.7
磐田市	10	10	0	327	32.7	6,724.5	16.4
掛川市	7	7	0	199	28.4	6,512.7	37.9
袋井市	5	5	0	153	30.6	7,149.8	21.7
湖西市	3	3	0	108	36.0	7,948.7	28.9
御前崎市	2	2	0	63	31.5	5,788.0	32.9
菊川市	3	3	0	83	27.7	6,183.7	31.4
森町	1	1	0	44	44.0	6,300.0	133.8
西部C 計	31	31	0	977	31.5	6,737.3	29.6
県計	162	163	1	4,419	27.1	5,420.5	29.5

令和7年12月1日の一斉改選に向けたスケジュール

(福祉長寿局地域福祉課・こども若者局こども家庭課)

1 概要

令和7年12月1日の民生委員・児童委員の一斉改選について、概ね以下のスケジュールにより作業を進める。

2 一斉改選に向けた候補者推薦のスケジュール

時期	地域福祉課	健康福祉センター	市町
4月 ～ 7月	●一斉改選市町等 担当者会議（5/20）	●市町からの推薦名 簿等の受理 （〆切7月25日）	●改選に伴う推薦手続き ・人選調整 ・民生委員推薦会の開催 ・推薦調書の作成 ・推薦名簿等のセンター への提出 （〆切7月25日）
8月	●市町から推薦名 簿等取りまとめ ・推薦調書の作成	●推薦名簿等の地域 福祉課への提出 （〆切8月15日）	
9月	●民生委員審査 専門分科会開催 （9月16日） ●国へ推薦名簿の 提出（9月30日）		●委嘱状交付式準備
10月	●大臣特別表彰対象者等把握		
11月	●国委嘱決定通知受理及び伝達		●委嘱決定の伝達・物品 受納
12月	12/1：新民生委員・児童委員就任		
12月～ 2月	・新任役員委員研修会（静岡市） ・新任委員研修会（県内5箇所）		

白紙

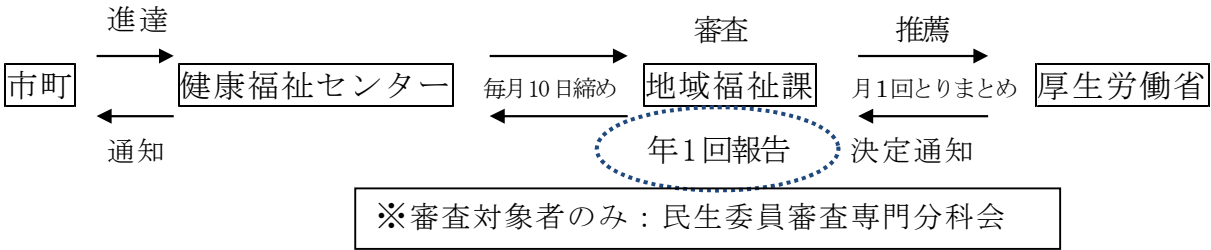
民生委員・児童委員の随時委嘱状況

(福祉長寿局地域福祉課・こども若者局こども家庭課)

1 概 要

民生委員・児童委員の委嘱状況について報告する。今回報告を行うのは、令和6年度の民生委員審査専門分科会において審査手続の見直しを行い、随時委嘱時と一斉改選時共に年1回の事後報告対象とした「年齢要件超過者」と「会社員等被雇用者」の委嘱状況についてである。

2 随時委嘱の流れ及び報告対象について



要 件	随時委嘱時	一斉改選時 (参考)
年齢基準超過者 (地区担当委員 : 75 歳以上、主任児童委員 : 55 歳以上) ※新任のみ	年 1 回事後報告	報告事項
過去に民生委員・児童委員であった者で、当時の活動が低調だった者	原則書面審査	審査事項
会社員等被雇用者	年 1 回事後報告	報告事項

3 報告対象者 (会社員等被雇用者) の委嘱状況

令和6年6月から令和7年6月に審査した随時委嘱者のうち、報告対象者 (年齢要件超過者及び会社員等被雇用者) の状況について報告する。

(単位 : 人)

審査月		随時委嘱者数			年齢基準超過者			再任者 (活動状況審査)			会社員等被雇用者		
		地区	主任	合 計	地区	主任	合 計	地区	主任	合 計	地区	主任	合 計
R 6	6月	5	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	7月	5	3	8	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	8月	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	9月	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	10月	4	0	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0
	11月	1	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	12月	2	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	1
R 7	1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	3月	6	0	6	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	4月	2	1	3	0	1	1	0	0	0	1	0	1
	5月	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	6月	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合計		35	6	41	4	3	7	1	0	1	8	1	9

年齢基準超過者（内訳） R6.6～R7.6

地区担当委員

審査月	新任者		委員経験者（再任者に限る）		合計
令和6年6月	0		0		0
7月	0		0		0
8月	0		0		0
9月	0		0		0
10月	2	伊豆の国市（76歳） 掛川市（75歳）	0		2
11月	0		0		0
12月	0		0		0
令和7年1月	0		0		0
2月	0		0		0
3月	1	熱海市（76歳）	0		1
4月	0		0		0
5月	1	袋井市（77歳）	0		1
6月	0		1	西伊豆町 （活動状況：100%）	1
合 計	4		1		5

主任児童委員

審査月	新任者		委員経験者（再任者に限る）		合計
令和6年6月	0		0		0
7月	1	伊豆の国市（69歳）	0		1
8月	0		0		0
9月	0		0		0
10月	0		0		0
11月	1	湖西市（59歳）	0		1
12月	0		0		0
令和7年1月	0		0		0
2月	0		0		0
3月	0		0		0
4月	1	菊川市（67歳）	0		1
5月	0		0		0
6月	0		0		0
合 計	3		0		3

地区担当委員の職業別内訳

(単位：人)

審査月		職業別内訳								
		会社員等被雇用者						自営業者 (農業含)	無職	計
		社会福祉 事業従事者	宗教 関係者	医療 従事者	教育者	その他 (会社員、 パート等)	小計			
R 6	6月	1	0	0	0	0	1	2	2	5
	7月	0	0	0	0	0	0	0	5	5
	8月	0	0	0	0	1	1	2	1	4
	9月	0	0	0	0	1	1	0	1	2
	10月	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	11月	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	12月	0	0	0	0	1	1	0	1	2
R 7	1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	1	0	0	0	0	1	0	0	1
	3月	0	0	0	0	1	1	2	3	6
	4月	0	0	0	0	1	1	0	1	2
	5月	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	6月	0	0	0	0	0	0	0	2	2
合計		2	0	0	0	6	8	7	20	35

主任児童委員の職業別内訳

(単位：人)

審査月		職業別内訳								
		会社員等被雇用者						自営業者	無職	計
		社会福祉 事業従事者	宗教 関係者	医療 従事者	教育者	その他 (会社員、 パート等)	小計			
R 6	6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0	1	1	1	1	3
	8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	12月	0	0	0	0	0	0	1	0	1
R 7	1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4月	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	1	1	3	2	6

4 参考：令和7年7月1日時点委嘱者数

(単位：人)

県計 (政令市除く)	地区担当委員		主任児童委員		合計	
	委嘱者数	充足率	委嘱者数	充足率	委嘱者数	充足率
	3,961	97.5%	339	98.0%	4,300	97.5%

参考：令和7年7月1日時点委嘱者数（市町別）

市町	地区担当委員				主任児童委員				合計			
	定数	推薦者数	未推薦	充足率	定数	推薦者数	未推薦	充足率	定数	推薦者数	未推薦	充足率
下田市	53	42	11	79.2%	3	3	0	100.0%	56	45	11	80.4%
東伊豆町	38	36	2	94.7%	2	2	0	100.0%	40	38	2	95.0%
河津町	26	26	0	100.0%	2	2	0	100.0%	28	28	0	100.0%
南伊豆町	27	25	2	92.6%	2	2	0	100.0%	29	27	2	93.1%
松崎町	29	29	0	100.0%	2	2	0	100.0%	31	31	0	100.0%
西伊豆町	36	35	1	97.2%	3	3	0	100.0%	39	38	1	97.4%
熱海市	122	120	2	98.4%	8	8	0	100.0%	130	128	2	98.5%
伊東市	148	142	6	95.9%	12	12	0	100.0%	160	154	6	96.3%
沼津市	333	326	7	97.9%	40	39	1	97.5%	373	365	8	97.9%
三島市	189	176	13	93.1%	17	16	1	94.1%	206	192	14	93.2%
裾野市	90	88	2	97.8%	8	8	0	100.0%	98	96	2	98.0%
伊豆市	101	96	5	95.0%	9	9	0	100.0%	110	105	5	95.5%
伊豆の国市	121	113	8	93.4%	7	7	0	100.0%	128	120	8	93.8%
函南町	72	71	1	98.6%	3	3	0	100.0%	75	74	1	98.7%
清水町	63	59	4	93.7%	3	3	0	100.0%	66	62	4	93.9%
長泉町	91	87	4	95.6%	4	3	1	75.0%	95	90	5	94.7%
御殿場市	144	143	1	99.3%	11	11	0	100.0%	155	154	1	99.4%
小山町	41	41	0	100.0%	3	3	0	100.0%	44	44	0	100.0%
富士宮市	236	236	0	100.0%	18	18	0	100.0%	254	254	0	100.0%
富士市	395	388	7	98.2%	44	44	0	100.0%	439	432	7	98.4%
島田市	175	173	2	98.9%	18	18	0	100.0%	193	191	2	99.0%
焼津市	227	224	3	98.7%	24	23	1	95.8%	251	247	4	98.4%
藤枝市	220	217	3	98.6%	24	23	1	95.8%	244	240	4	98.4%
牧之原市	93	92	1	98.9%	6	6	0	100.0%	99	98	1	99.0%
吉田町	52	49	3	94.2%	3	3	0	100.0%	55	52	3	94.5%
川根本町	34	27	7	79.4%	4	4	0	100.0%	38	31	7	81.6%
磐田市	305	303	2	99.3%	22	22	0	100.0%	327	325	2	99.4%
掛川市	180	179	1	99.4%	14	14	0	100.0%	194	193	1	99.5%
袋井市	142	142	0	100.0%	11	11	0	100.0%	153	153	0	100.0%
湖西市	101	98	3	97.0%	6	6	0	100.0%	107	104	3	97.2%
御前崎市	59	59	0	100.0%	4	4	0	100.0%	63	63	0	100.0%
菊川市	77	76	1	98.7%	6	5	1	83.3%	83	81	2	97.6%
森町	43	43	0	100.0%	3	2	1	66.7%	46	45	1	97.8%
県計(政令市除く)	4,063	3,961	102	97.5%	346	339	7	98.0%	4,409	4,300	109	97.5%

民生委員・児童委員活動支援事業の実施状況

(福祉長寿局地域福祉課)

1 概 要

近年、地域課題の多様化により、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）の重要性とともに、活動への負担が増している。そのため、民生委員の負担軽減及び新たな担い手の確保を目的に、令和元年12月に民生委員・児童委員協力員制度を創設すると共に、民生委員・児童委員活動の理解促進を図るための広報事業を実施している。

また、令和7年度から市町独自の担い手確保事業への助成を行う補助金を創設した。

2 協力員制度

ア 制度内容

本県の制度は、民生委員・児童委員の活動を補佐するペアサポーターと、地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）の活動を補助するエリアサポーターの2本建てとなっている。

区分	協力員	
	ペアサポーター	エリアサポーター
目的	民生委員の負担軽減、精神的負担緩和	困難事例の対応に関する助言、地区民児協運営の補助
役割	・見守り活動（簡易な訪問、同行訪問） ・民生委員へ情報提供 ・周知・啓発活動	・地区民児協の会議等に参加 ・困難事例の対応方法を助言 ・地区民児協運営の補助
根拠	県要綱	
対象者	委員の親族 民生委員OB 次期民生委員候補者 等	有資格者（福祉・医療関係） 自治会役員 元地区民児協会長 等
設置上限	民生委員1人につき上限1人 （主任児童委員は除く）	地区民児協につき上限3人
年齢制限	無	
任期	3年 （配置する民生委員の任期まで）	3年 （次期一斉改選前まで）
身分	ボランティア	
活動費等	12,000円/年、ボランティア保険500円/年	
内訳	活動費：1,000円/月×12月 ボランティア保険：500円/年（県で加入し、支出）	

イ 予算

協力員の活動に掛かる費用等（ボランティア保険：500円、活動費：1,000円/月×12月）を計上している。
(単位：千円)

事業名	R5			R6			R7
	当初	年間	決算	当初	年間	決算	当初
民生委員・児童委員 活動支援事業費	3,385	3,385	2,728	3,165	2,992	2,774	6,100

ウ 委嘱者数

令和7年7月1日委嘱時点で123人（ペアサポーター：107人、エリアサポーター16人）の協力員が19市9町で活動を行っている。実施市町、被委嘱者内訳は次のとおり。

（未実施5市町：熱海市・三島市・河津町・南伊豆町・西伊豆町）

（1）実施市町

（令和7年7月1日委嘱時点、単位：人）

市町名	ペア	エリア	市町名	ペア	エリア
下田市	1	0	富士市	18	6
東伊豆町※	0	0	島田市	2	1
松崎町※	0	0	焼津市	3	0
伊東市	1	0	藤枝市	2	0
沼津市	3	0	牧之原市	1	0
裾野市	1	0	吉田町	3	0
伊豆市※	0	0	川根本町	3	0
伊豆の国市	17	0	磐田市	3	0
函南町	0	1	掛川市	8	2
清水町	1	0	袋井市	7	0
長泉町	1	0	湖西市	1	0
御殿場市	1	6	御前崎市	1	0
小山町	4	0	菊川市	3	0
富士宮市	19	0	森町	3	0
※制度整備済だが現在委嘱数0			-	107	16

（2）被委嘱者内訳

・ペアサポーター

区分	人数
民生委員経験者	34
民生委員経験者かつ親族	5
親族	55
その他 ・自治会役員経験者等	13
合計	107

・エリアサポーター

区分	人数
民生委員経験者	13
有資格者（社会福祉士）	1
有資格者（看護師）かつ 民生委員経験者	2
合計	16

エ ペアサポーター活動事例

協力員希望理由	協力員	活動内容
・新任委員であり、今後の活動を充実させるため	・民生委員経験者	・民生委員と老人クラブや子ども会との連携を支援 ・老人クラブと民生委員の合同会議を実施 ・居場所活動で気になった情報を民生委員へ伝達
・マンションがあり、世帯数が多いため	・自治会役員経験者 ・民生委員の配偶者	・精神的に民生委員活動をサポート ・民生委員にとって異性の単身世帯、単身高齢者宅への訪問に同行

オ エリアサポーター活動事例

協力員希望理由	協力員	活動内容
(1) 地区民児協運営の協力 ・多くの地区内の民生委員が改選により退任 ・持続的な民児協活動のためサポートが必要なため	・元地区民児協役員	・地区民児協の定例会運営に協力 ・民生委員からの相談に対応
(2) 定例会での助言 ・困難事例等の相談対応 ・定例会において有資格者から適格な助言を要望	・有資格者 (社会福祉士等)	・地区民児協の会議で助言 ・民生委員からの相談に対応 ・地域で気になる人について民生委員へ情報提供

カ 他の都県・政令市（中核市）の状況

本県のペアサポーターに相当する制度について、以下の12都県市で実施している（各都県市のホームページから確認）。

区分	自治体名	実施自治体数
都道府県による実施	東京都・兵庫県・和歌山県	3
政令市（中核市）による実施	仙台市・郡山市・さいたま市・川口市・千葉市・相模原市・新潟市・神戸市・西宮市・明石市・広島市・呉市・大分市・高知市	14

3 広報事業

ア 5月12日の民生委員・児童委員の日にあわせた広報活動

取組	内容
立て看板の設置	・県庁本館入口横に立て看板を設置
新聞記事の掲載	・静岡新聞「高齢者の相談室」に委員活動の紹介記事記載
パンフレットの配架	・県庁及び各出先庁舎にてパンフレットを配架 ・県内コンビニにパンフレットを配架
県 SNS での広報	・県 SNS を活用した広報を実施 (県公式 Facebook・Twitter、ひとり親あんしん LINE、うちあけダイヤル)

イ 県内東中西3地区の委員活動取材し活動紹介動画の作成

分野	市町	取材内容
高齢分野の活動	三島市 (R6. 2. 19)	・居場所づくりカフェ（地域活動） 委員及び参加者の声
委員の基本活動	藤枝市 (R6. 2. 9)	・委員が高齢者宅を訪問する様子 委員及び訪問を受けた高齢者の声
児童分野の活動 民児協の基本活動 様々な背景をもつ委員の声	菊川市 (R6. 2. 6)	・小学校前での挨拶運動の様子 ・地区民児協の定例会の様子 ・働きながら活動する委員等の様子

ウ 広報展開：次期候補者への説明の場で活用、市町役場等で放映

取組	内容
広報素材の作成	・説明時に活用する紙媒体等の作成（動画のQRコードを掲載）
市町での活用依頼	・パンフレット及び活動動画を次期候補者への説明の場で活用 ・市町役場等でパンフレット配布、活動動画の放映
活動動画を活用した広報	・YouTube 広告の実施（R7.2～R7.6にかけて実施） 1回目 R7.2.7～R7.3.11 視聴回数 363,268回 視聴率 51.6% 2回目 R7.5.12～R7.6.15 視聴回数集計中 ・駅や商業施設においてデジタルサイネージを実施 三島駅 R7.5.12～R7.6.6 静岡駅 R7.6.1～R7.6.30 浜松駅 R7.6.1～R7.6.30 その他一部の商業施設、県庁舎等のサイネージ 随時

4 市町助成事業

令和7年度に民生委員・児童委員の担い手の確保のための国庫補助金（R6 創設）を活用して、民生委員の担い手の確保に資する業務負担の軽減策等を実施する市町への助成事業を創設した。

ア 助成事業の内容

区分	内容	備考
国補助金名	生活困窮者就労準備支援事業費補助金 重層的支援体制整備交付金	重層的支援体制整備交付金申請市町は必須事業（県間接補助は民生委員担い手確保対策事業のみ）
事業名	生活困窮者支援のための地域づくり事業 （民生委員の担い手確保対策事業）	
補助率	国庫 1/2・県費 1/4・市町 1/4	※県→市町への補助率 3/4
対象事業	業務負担軽減、理解度の向上、多様な世代の参画に資する事業	

イ 助成対象事業（取組事例）

業務負担軽減	・「民生委員協力員」を設置し、活動をサポートする体制づくり ・仕事をしながら活動しやすい環境を整備するためのタブレット端末などの ICT を活用して、情報共有や定例会議のオンライン化
理解度の向上 多様な世代の参画	・「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動への体験参加を通じた、小学生やその保護者の制度理解を促す取組 ・学生による SNS を活用した、周知・広報活動により若い世代の理解を促し、参加・協力を促す取組（パンフレット、ポスター等の広報は補助対象外）

協議資料2 随時委嘱者審査手続の見直し

(福祉長寿局地域福祉課・こども未来局こども家庭課)

1 概要

一斉改選時における本分科会の委嘱審査については、「年齢基準超過者」と「過去に委員であった者で活動が低調だった者」を対象としているが、随時委嘱については審査対象としていなかったことから、一斉改選時の審査と整合を図るため、令和4年度第1回本分科会において、書面審査を行う旨見直しを行った。

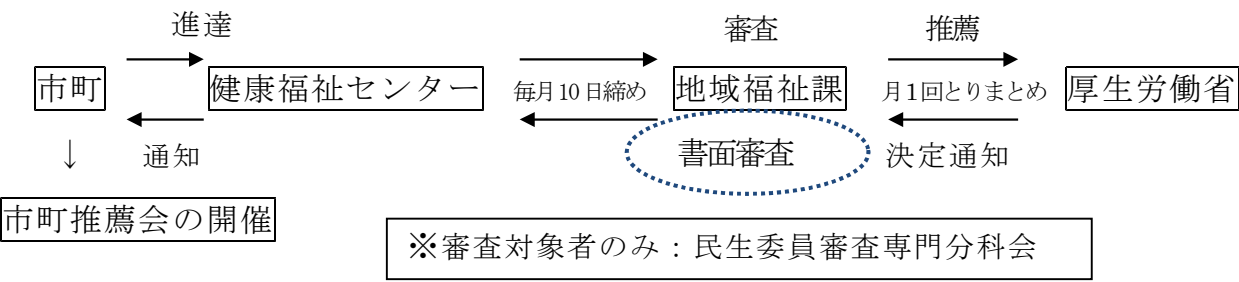
書面審査を再開するにあたり、委員照会により事務処理期間がかかることから、毎月10日締めとしている市町からの具申期間を5日繰り上げて対応することを事務局から説明したが、候補者の審査を行う市町では対応が困難であった。

このため、現在書面審査対象である候補者については他の候補者と比べ委嘱の決定が2週間程度遅延している。

今回、審査手続き期間の短縮化や本分科会委員及び市町の業務負担軽減の観点から、改めて年齢基準超過者等の随時委嘱者審査手続について再度の見直しを協議する。

2 現行「随時委嘱の流れ」及び改正案等

＜現状の手続期間＞ 1か月～2か月以内→1か月程度（15日程度の短縮）



要件	現行	改正案	理由
年齢基準超過者（地区担当委員：75歳以上、主任児童委員：55歳以上）	原則書面審査	年1回事後報告	委員及び市町の業務負担軽減
過去に民生委員・児童委員であった者で、当時の活動が低調だった者	原則書面審査	変更なし	
会社員等被雇用者	年1回事後報告		

※ 継続的な活動に疑義があり事務局での判断が難しい場合については書面審査を行う。

3 民生委員審査専門分科会の随時審査手続の経緯

年度	R元.6以前	R元.6～R4.5	R4.6～R6.6
見直し理由		審査期間の短縮化	一斉改選との整合性
審査手続	月1回の書面審査	年1回の事後報告	月1回の書面審査
国通知における分科会の位置づけ	H25.7までは分科会での意見聴取が義務	H25.7以降分科会での意見聴取が努力義務化	
審査対象	年齢基準超過者	×	○
	会社員等被雇用者	×	—
	活動低調者（再任者に限る）	—	○※
審査件数	対象者全員（ほぼ毎月）	0人（年齢基準超過者19人）	21人（書面審査：10回）

※活動低調者に関しては令和4年度に書面審査対象とされたが、これまで対象案件はない

<参考> 審査対象者の随時委嘱状況

審査対象者については、以下の点を確認の上、民生委員活動に支障なしと判断し、厚生労働省へ推薦した。

①年齢基準超過者：民生委員審査専門分科会委員の書面審査

②会社員等被雇用者：時間的余裕があること、職場や家族の理解を得られていること。

③活動低調者（再任者に限る）：委員在任中の活動実績が7割以上であるか。

※活動低調者については、委員在任中の民児協定例会の出席率、活動報告書の提出率等を事務局で確認したところ書面審査対象者はいなかったが、再任者は次のとおり

審査月		随時委嘱者数		①年齢基準超過者			②会社員等被雇用者			<参考>③活動活発な委員 経験者(再任者に限る)		
		地区	主任	地区	主任	合計	地区	主任	合 計			
R 5	6月	3	2	0	2	2	1	0	1	0	0	0
	7月	5	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0
	8月	4	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1
	9月	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月	8	1	1	1	2	0	1	1	2	1	3
	11月	7	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0
	12月	11	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0
R 6	1月	4	0	0	0	0	2	0	2	1	0	1
	2月	11	0	1	0	1	3	0	3	2	0	2
	3月	9	2	1	1	2	5	1	6	0	0	0
	4月	6	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0
	5月	2	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0
	6月	5	0	0	0	0	1	0	1	1	0	1
合計		82	7	5	4	9	24	3	27	7	1	8

(内訳) R5.6～R6.6

地区担当委員

審査月	年齢基準超過者		委員経験者（再任者に限る）		合計
令和5年6月	0		0		0
7月	1	伊東市 (79 歳)	0		1
8月	0		1	御殿場市	1
9月	0		0		0
10月	1	袋井市 (78 歳)	2	袋井市、富士市	3
11月	0		0		0
12月	0		0		0
令和6年1月	0		1	清水町	1
2月	1	掛川市 (76 歳)	2	磐田市、掛川市	3
3月	1	袋井市 (76 歳)	0		1
4月	1	島田市 (76 歳)	0		1
5月	0		0		0
6月	0		1	河津町	1
合 計	5		7		12

主任児童委員

審査月	年齢基準超過者		委員経験者（再任者に限る）		合計
令和5年6月	2	藤枝市（69歳）、長泉町（56歳）	0		2
7月	0		0		0
8月	0		0		0
9月	0		0		0
10月	1	掛川市（73歳）	1	掛川市	2
11月	0		0		0
12月	0		0		0
令和6年1月	0		0		0
2月	0		0		0
3月	1	富士市（71歳）	0		1
4月	0		0		0
5月	0		0		0
6月	0		0		0
合 計	4		1		5